

★ 広島県会計規則の一部を改正する規則（規則第三十号）（審査指導課）

一 改正の要旨

ゆうちょ銀行で取り扱うことのできる事務に、県立高等学校の授業料及び受講料の収納に関する事務を追加するため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十六年四月一日

★ 出納員その他の会計職員の内命等に関する規則の一部を改正する規則（規則第三十一号）（審査指導課）

一 改正の要旨

行政組織の再編に伴い、関係規定を整理するなど必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十六年四月一日

★ 広島県調理師等研修資金貸付規則（規則第三十二号）（文化芸術課）

一 制定の要旨

県内における調理師等の技術の向上に資するため、料理店等において調理技術を習得する者で、将来県内の料理店等に就業しようとするものに対し、研修上必要な資金の貸付けを行うこととした。

二 施行期日

平成二十六年四月一日

★ 広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第三十三号）（循環型社会課）

一 改正の要旨

浄化槽保守点検業者の登録等の事務を、厚生環境事務所及び厚生環境事務所の支所へ移管することなどに伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十六年四月一日

★ 母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則（規則第三十四号）（こども家庭課）

一 改正の要旨

母子福祉資金貸付け等の滞納債権の増加に対処し適正な債権管理を推進するため、貸付時の償還意思の確認の徹底など、申請手続等の事務処理の見直しを行うこととし、これに伴う申請書の様式等の所要の改正を行う。

二 施行期日

平成二十六年四月一日

★ 調理師法施行細則の一部を改正する規則（規則第三十五号）（食品生活衛生課）

一 改正の要旨

調理師試験の申込手続を改善するとともに、調理師試験委員について必要な規定の整理を行った。

二 施行期日

平成二十六年四月一日

★ 製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則（規則第三十六号）（食品生活衛生課）

一 改正の要旨

製菓衛生師試験委員について必要な規定の整理を行った。

二 施行期日

平成二十六年四月一日

★ クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則（規則第三十七号）（食品生活衛生課

）

一 改正の要旨

クリーニング師試験委員について必要な規定の整理を行った。

二 施行期日

平成二十六年四月一日

★ 毒物及び劇物取扱法施行細則の一部を改正する規則（規則第三十八号）（薬務課）

一 改正の要旨

毒物劇物取扱者試験委員について必要な規定の整理を行った。

二 施行期日

平成二十六年四月一日

★ 薬事法施行細則の一部を改正する規則（規則第三十九号）（薬務課）

一 改正の要旨

- 1 登録販売者試験委員について必要な規定の整理を行った。
- 2 薬事法の一部改正に伴い、引用条項の整理を行った。

二 施行期日

- 1 一 1 平成二十六年四月一日
- 2 一 2 平成二十六年六月十二日

★ 身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則（規則第四十号）（障害者支援課）

一 改正の要旨

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の改正により、身体障害者手帳の交付等の事務が県の事務でなくなることに伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十六年四月一日

★ 民生委員法施行細則の一部を改正する規則（規則第四十一号）（高齢者支援課）

一 改正の要旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十五年法律第四十四号）において民生委員法の一部が改正され、民生委員の定数を条例で定めることとされたことなどに伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十六年四月一日

★ ひろしま産学共同研究拠点管理規則（規則第四十二号）（産業政策課）

一 改正の要旨

ひろしま産学共同研究拠点の施設及び設備の利用並びに機器操作等の依頼に関して、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十六年四月一日

★ 広島県家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則（規則第四十三号）（畜産課）

一 改正の要旨

家畜人工授精師に係る講習会の講師及び試験委員について、必要な規定の整理を行った。

二 施行期日

平成二十六年四月一日

★ 広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則及び都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定に係る申請及び手数料に関する規則の一部を改正する規則（規則第四十四号）（建築課）

一 改正の要旨

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部が改正されたことに伴い、次に掲げる規則について引用する法律の題名を改正した。

- 1 広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則
- 2 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定に係る申請及び手数料に関する規則

二 施行期日

平成二十六年四月一日

★ 広島県高等学校等奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則（規則第四十五号）
（教育委員会）

一 改正の要旨

広島県高等学校等奨学金貸付条例の改正に伴い、同条例の施行に関し必要な事項の改正を行った。

二 施行期日

平成二十六年四月一日